

かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

香川県知事 浜田惠造

香川県規則第9号

かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則

かがわ総合リハビリテーションセンター規則（昭和61年香川県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定員及び病床数)</p> <p>第3条 かがわ総合リハビリテーション成人支援施設の定員は、当該施設において行われる業務のうち、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）<u>第5条第10項</u>の施設入所支援に係るものにあっては40人とし、<u>同条第12項</u>の自立訓練に係るものにあっては56人とし、<u>同条第13項</u>の就労移行支援に係るものにあっては24人とする。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(定員及び病床数)</p> <p>第3条 かがわ総合リハビリテーション成人支援施設の定員は、当該施設において行われる業務のうち、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項</u>の施設入所支援に係るものにあっては40人とし、<u>同条第13項</u>の自立訓練に係るものにあっては56人とし、<u>同条第14項</u>の就労移行支援に係るものにあっては24人とする。</p> <p>2～5 略</p>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。）は、平成25年4月1日から施行する。